

## 川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・4・8 号南古谷駅前通り線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・8	南古谷駅前通り線	川越市大字並木字中田	川越市大字木野目字江川	川越市大字並木	約 1,250 m	地表式	2車線	18m	幹線街路 川越志木線と 立体交差1箇所 幹線街路と 平面交差2箇所	
幹線街路	3・3・43	小仙波上江橋線	川越市大字小仙波字雑敷	川越市大字古谷本郷上組字川袋	川越市大字古谷上字折本	約 3,420 m	地表式	4車線	22.5m	幹線街路と 平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

川越市では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しを実施しました。見直しに際して、埼玉県で定めた「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）に準拠し、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、川越市決定である 3・4・7 号南古谷伊佐沼線の幅員、線形を変更することになりました。このことに伴い、当該路線と交差する 3・3・43 号小仙波上江橋線の一部区域を変更することとし、併せて車線の数を決定するものです。

また、JR川越線南古谷駅の橋上化及び北口開設に伴い、交通結節点としての機能向上を図るため、駅周辺整備事業を計画しております。この一環として南口駅前広場の整備を予定しており、新たに川越市決定として 3・1・53 号南古谷駅南口駅前広場を定めることとなりました。このことに伴い、3・4・8 号南古谷駅前通り線の起点の位置を変更することとし、併せて車線の数を決定するものです。

## 理 由 書（埼玉県決定）

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

### I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、埼玉県のほぼ中央部、都心から約40km圏に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

#### 【3・4・8号南古谷駅前通り線】

本路線は、JR川越線南古谷駅の南口を起点とし、ふじみ野市境に至る延長約1,300m、幅員18mの幹線街路です。

#### 【3・3・43号小仙波上江橋線】

本路線は、川越市の大字小仙波を起点とし、大字古谷本郷に至る延長約3,420m、幅員22.5mの幹線街路です。

### II. 変更の理由

川越市では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しを実施しました。見直しに際して、埼玉県で定めた「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）に準拠し、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、川越市決定である3・4・7号南古谷伊佐沼線の幅員、線形を変更することになりました。このことに伴い、当該路線と交差する3・3・43号小仙波上江橋線の一部区域を変更することとし、併せて車線の数を決定するものです。

また、JR川越線南古谷駅の橋上化及び北口開設に伴い、交通結節点としての機能向上を図るため、駅周辺整備事業を計画しております。この一環として南口駅前広場の整備を予定しており、新たに川越市決定として3・1・53号南古谷駅南口駅前広場を定めることとなりました。このことに伴い、3・4・8号南古谷駅前通り線の起点の位置を変更することとし、併せて車線の数を決定するものです。

### Ⅲ. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅員	変 更 内 容
3・4・8号 南古谷駅前通り線	約 1,250m (約 1,300m)	2車線 ( — )	18m	・ 起点位置の変更 ・ 延長の変更 ・ 車線数の決定
3・3・43号 小仙波上江橋線	約 3,420m	4車線 ( — )	22.5m	・ 一部区域の変更 ・ 車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

### Ⅳ. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更に併せ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路 (川越市決定)